

新任労働審判員学習会を開催する 労働審判事件の動向や労働審判の進め方を学ぶ

連合東京は、8月3日（水）、この4月から新たに労働審判員に就任された方を対象に学習会を開催しました。

冒頭、内村会長代行より挨拶とともに、労働審判員として活躍される皆さんへの期待も寄せられました。次に、連合本部労働法制局の新沼次長から労働審判事件の動向について、①新受件数は高水準で推移している、②非金銭よりも金銭の事件が多い傾向が2021年には逆転し、特に地位確認の件数がおよそ半数になった、③新受件数を地域別に見ると大都市圏の比重が極めて大きく、特に東京地裁の受件数は全体の3割を占める、④事件の既済件数を見ると、調停成立と労働審判による異議申し立てなしの合計件数は全体の8割弱となっている、⑤申立てから終局までの審理期間は平均91.0日で、3カ月以内の件数は全体の6割弱となっているとの報告がありました。

続いて、「労働審判の進め方、調停、審判の実際、労働審判事例と審判手続き」のテーマで、坪田優弁護士（東京南部法律事務所）にご講演いただきました。①労働審判制度の概要、②労働審判の進め方、調停、審判の実際、③労働審判事例と審判手続き上のポイントについて、実際の労働審判の進行、対処、判断などに役立つ内容でした。

連合本部の報告にもあったように、東京地裁の受件数は全体の3割を占めています。連合東京は、労働審判員の皆さんが少しでも安心して労働審判に臨めるよう、今後も研修等を通じてサポートしてきます。